

会員の皆様へ

会則および運営細則の改正に関するお知らせ

令和4年5月23日に開催されました大阪府宅建政治連盟の年次大会におきまして、会費未納による会員資格喪失に関する条項の追加が決議されました。

今年度から会則・運営細則の規定により、年会費を1年以上未納された場合、大阪府宅建政治連盟から自動退会扱いとなりますのでご注意のほどよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】大阪府宅建政治連盟 本部事務局

TEL : 06-6941-8108

会員の皆様へ

会則および運営細則の改正に関するお知らせ

令和3年9月27日に開催されました大阪府宅建政治連盟の幹事会で、会費未納による会員資格喪失に関する条項の追加が可決され、次期年次大会（令和4年5月）に会則改正と運営細則改正の上程が決定しました。

会則・運営細則の改正後は、年会費を1年以上未納された場合、大阪府宅建政治連盟から自動的に退会扱いとなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】大阪府宅建政治連盟 本部事務局

TEL：06-6941-8108